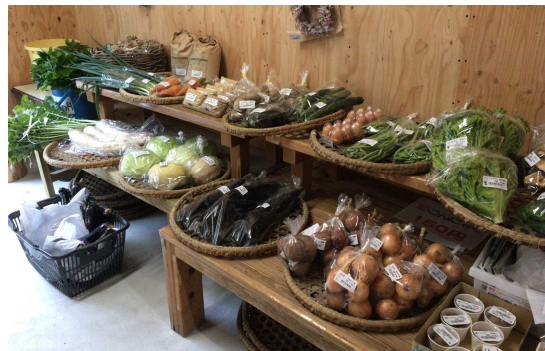


社会・援護局関係主管課長会議資料

令和6年3月

農林水産省農村振興局農村政策部

中山間地域の農用地の保全と 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成について



令和6年3月
農村振興局農村政策部

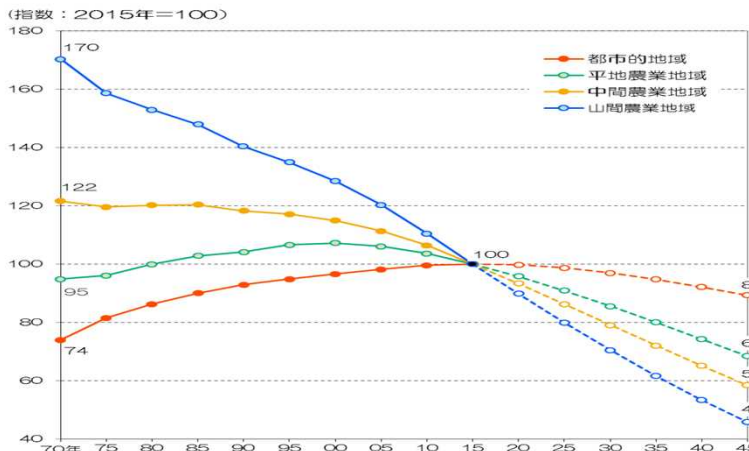
MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

1. 農村RMO形成の必要性

中山間地域の人口減少と農業集落の状況

- 条件不利地域ほど人口減少は顕著であり、集落内の戸数減少は著しい状況。特に、**集落の総戸数が9戸以下**になると、農地の保全等を含む**集落活動の実施率が急激に低下**。
- 今後の人口動態を踏まえると、中山間地域での集落活動実施率は更に低下し、食料供給機能や多面的機能の維持・発揮に支障が生じる恐れ。

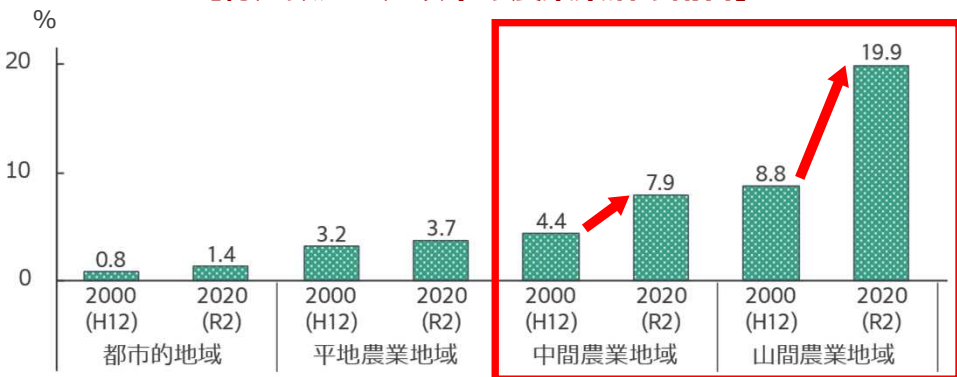
【農業地域類型別の人口推移と将来予測】



資料：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」（2019年8月）

注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。
 2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

【総戸数が9戸以下の農業集落の割合】



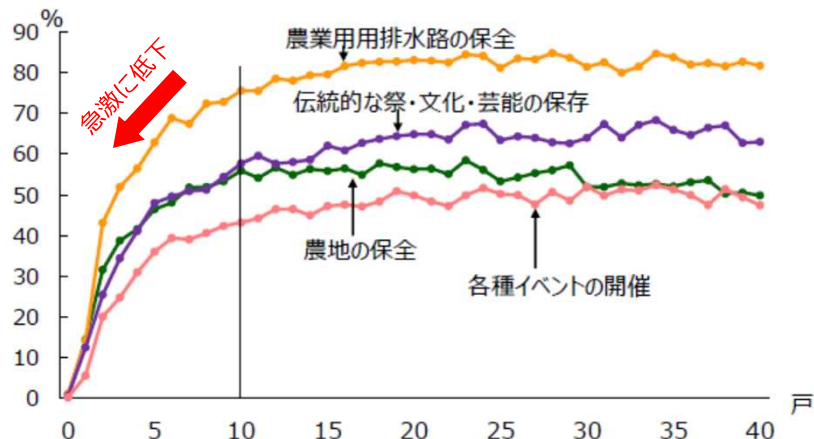
(出所) 農林水産省「農林業センサス」

【耕地面積の推移】



資料：農林水産省「耕地及び作物面積統計」

【集落活動の実施率と総戸数の関係】



(出所) 農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015農林業センサスの総合分析-」(平成30(2018)年12月)

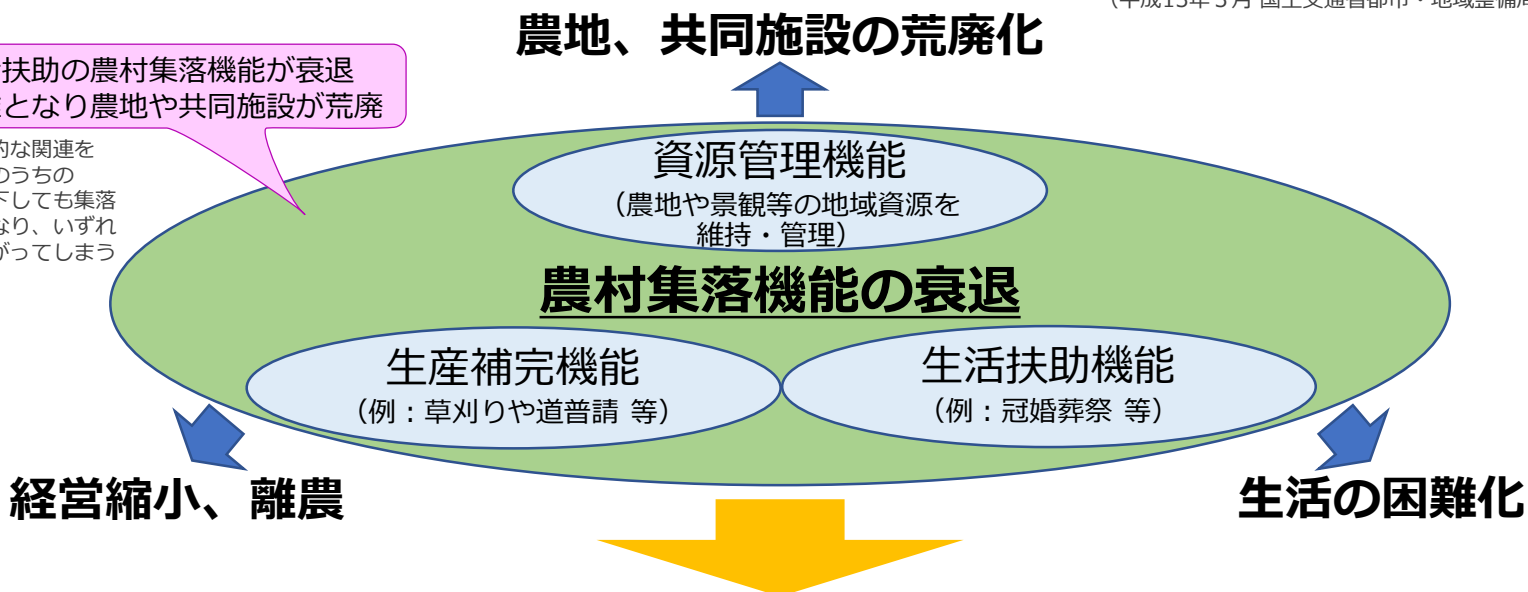
農村地域での集落機能の低下と地域運営組織の必要性

- 中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活（買い物・子育て）など集落維持に必要な機能が弱体化。
- 農家、非農家が一体となり様々な関係者と連携し、地域コミュニティの機能を維持・強化することが必要。

集落の衰退による地域の社会基盤等への影響に関する調査報告書
(平成13年3月 国土交通省都市・地域整備局地方整備課) をもとに作成

生産補完や生活扶助の農村集落機能が衰退
資源管理が困難となり農地や共同施設が荒廃

※ 3機能は相互に有機的な関連を有しており、これらのうちのいずれかの機能が低下しても集落全体の維持が困難になり、いずれは集落の衰退へと繋がってしまうと考えられている。



3つの集落機能を補完する地域運営組織 (RMO) が必要

地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。総務省ホームページより

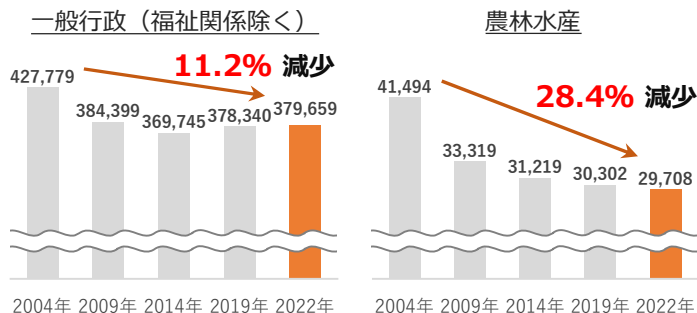
RMO: Region Management Organizationの略

- (例) ○○まちづくり協議会、○○地域づくり協議会、○○地域協議会、○○地域運営協議会 等

地域運営組織（RMO）の現状と課題

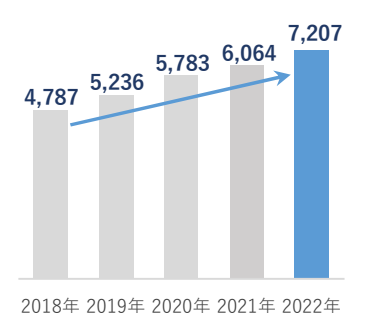
- 市町村の一般行政職員数は、18年間で11.2%減少。特に農林水産担当は28.4%と減少率大きい。
- 一方、総務省の調査によると、近年、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実施する地域運営組織（RMO）の形成数は増加。そのうち、農に関する組織の参加や、農に関する活動は僅か。

【市町村職員数の推移】



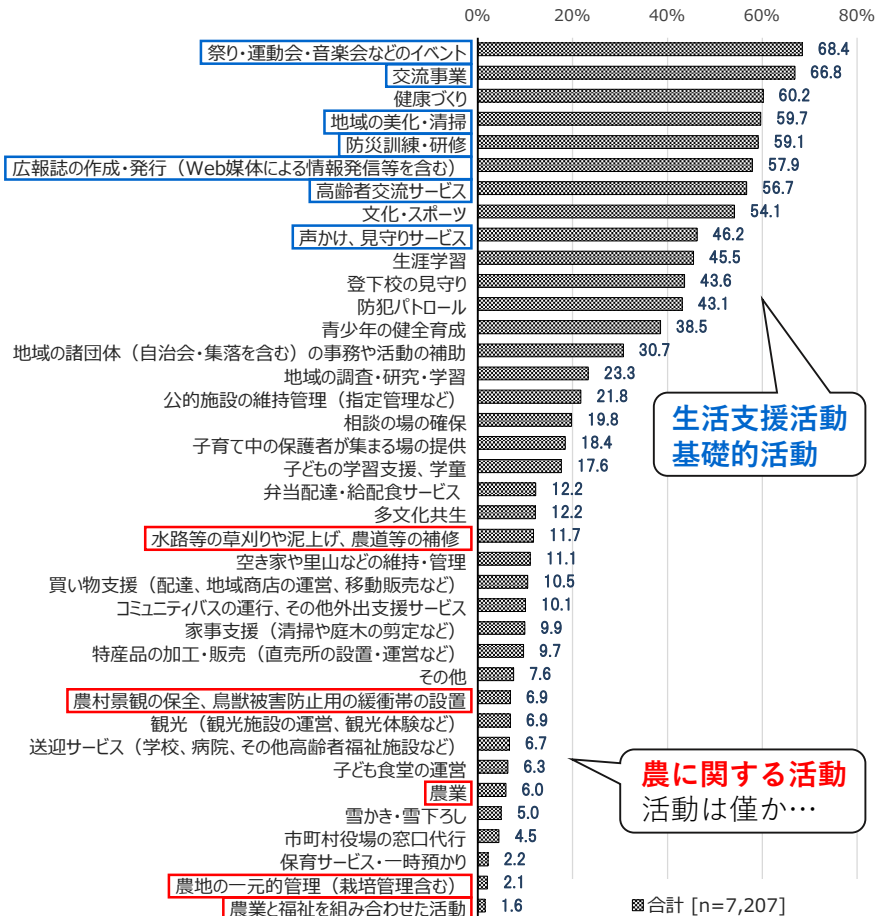
出典：「地方公共団体定員管理調査結果」（総務省）から作成
（一部事務管理組合員の職員を除いている）

【地域運営組織の形成数】



出典：「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」（令和5年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室）

【地域運営組織の主な活動】



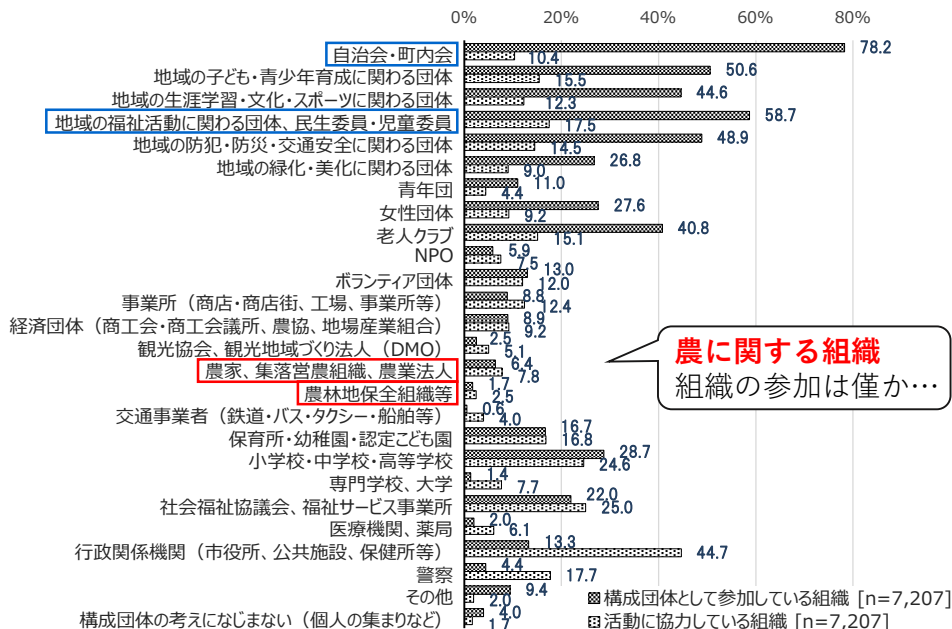
生活支援活動
基礎的活動

農に関する活動
活動は僅か…

合計 [n=7,207]

出典：「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」（令和5年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室）

【構成団体・協力団体として参加している組織】



農に関する組織
組織の参加は僅か…

構成団体として参加している組織 [n=7,207]

活動に協力している組織 [n=7,207]

2. 農村RMOとは

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

- 複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、地域の将来ビジョンを策定。これに基づき、農村RMOの活動の基礎となる農用地等の保全、地域資源の活用、生活支援に係る各事業を実施。

農村RMO※

協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

農村RMO形成は、上記のように連携するパターンその他、農に関する組織が生活支援の取組に着手するものや、生活支援の実施組織が農用地保全に着手するものがある

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン

実行機能

事業の実施

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

農用地の保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

「農村空間を管理」し、農産物供給、景観、レクリエーション等「地域資源」を活用、さらに交流や居住等「生活」の空間として活用。

※農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

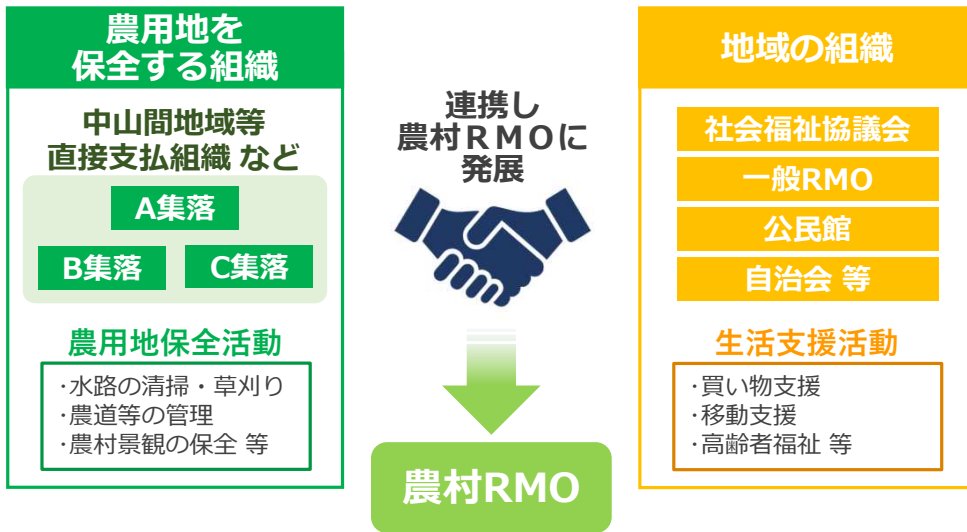
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

なお、農村RMOは、RMOの一形態と整理している。

農村RMO形成のアプローチ（主な3つの例）

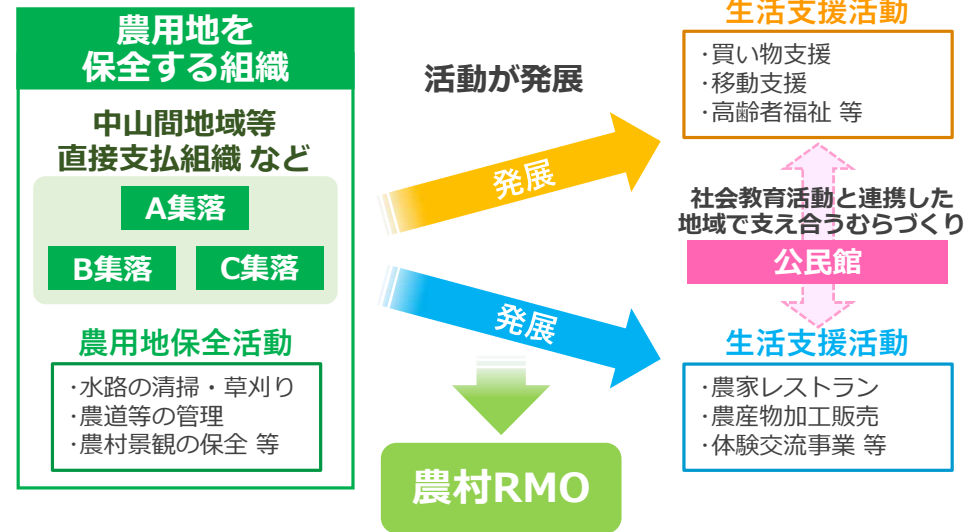
パターン①

農用地を保全する組織が、地域の組織にアプローチすることで農村RMOに発展。



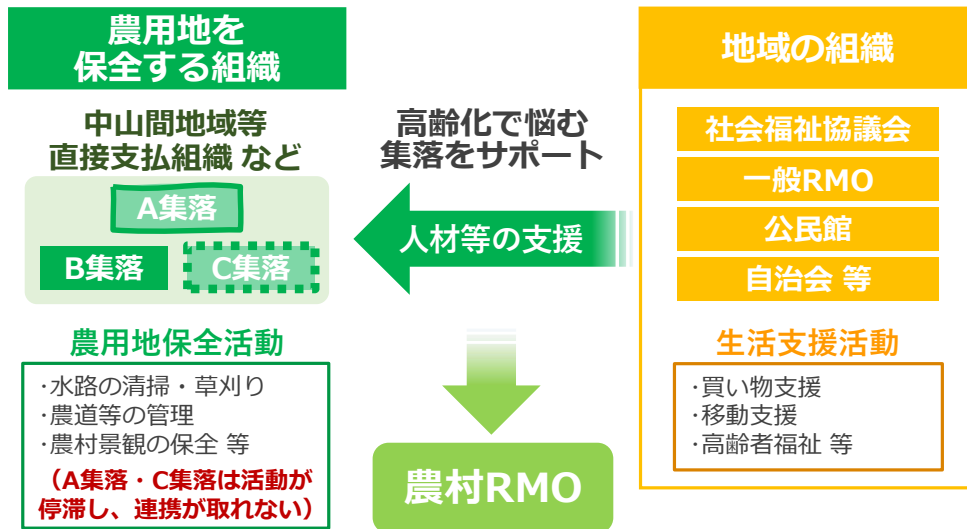
パターン②

農用地を保全する組織が、活動内容を発展させ、農村RMOに発展。



パターン③

地域の組織が、中山間地域等直接支払の集落協定等にアプローチすることで農村RMOに発展。



○ 農村RMOを形成するまでの過程は地域状況等に
応じて多種多様であり、決められた手順に基づき
進められるものではありません。

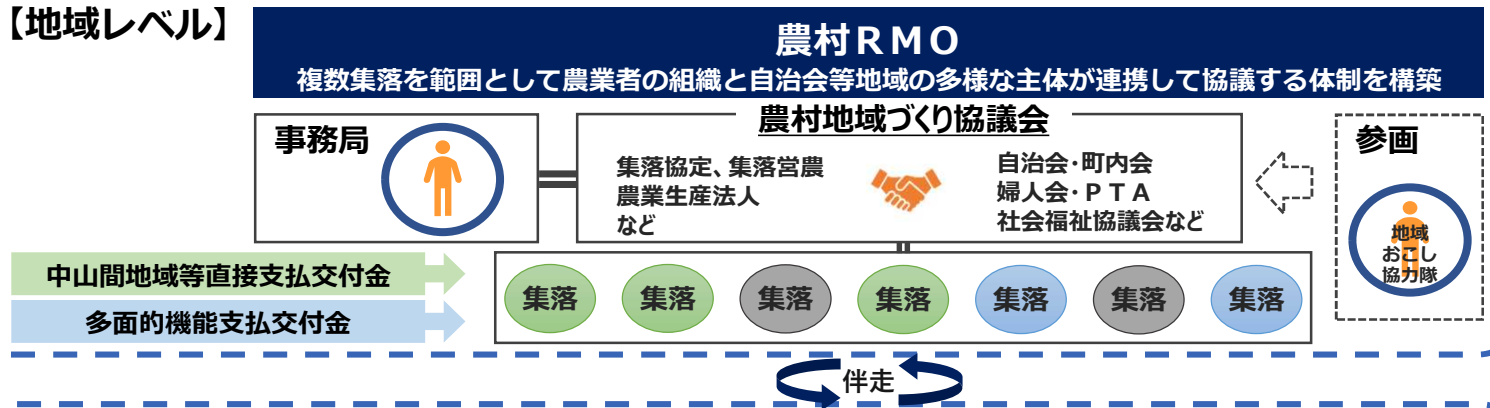
このため、農村RMOの形成を進めていく上では、地域住民の皆様による十分な話し合いが必要不可欠
となります。

3. 支援体制の構築

農村RMO形成推進に関する推進体制について

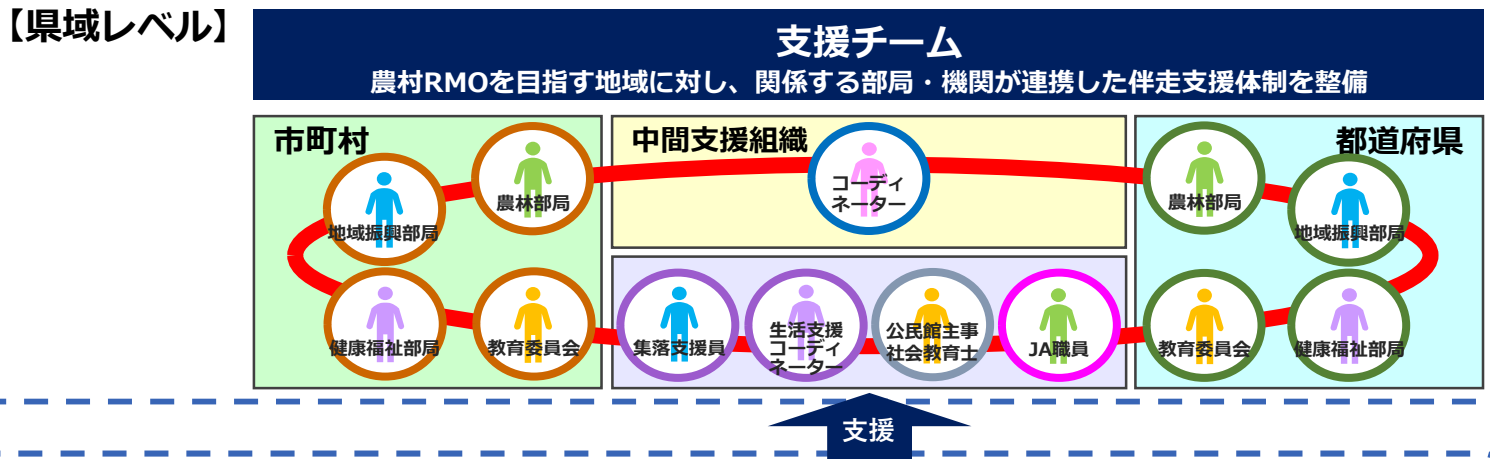
○ 農村RMOを効果的に形成するため、全国・県域・地域レベルの各段階における推進体制の構築等を支援。

【地域レベル】



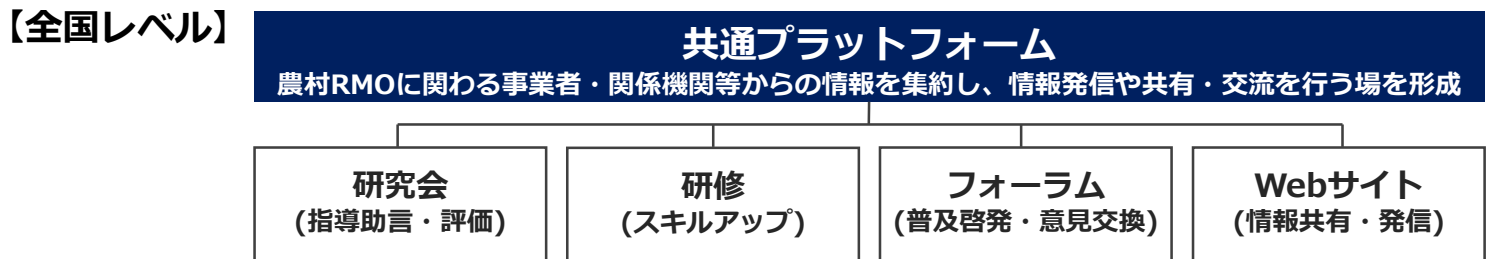
部局横断的な農村RMO支援チームを形成し、農村RMO形成の伴走を実践し、ノウハウを蓄積

【県域レベル】



当該県におけるモデル的な農村RMOを形成し、横展開

【全国レベル】



農村RMO形成のノウハウを蓄積し、全国にDNAを普及

農村RMO形成推進に向けた関係府省連携

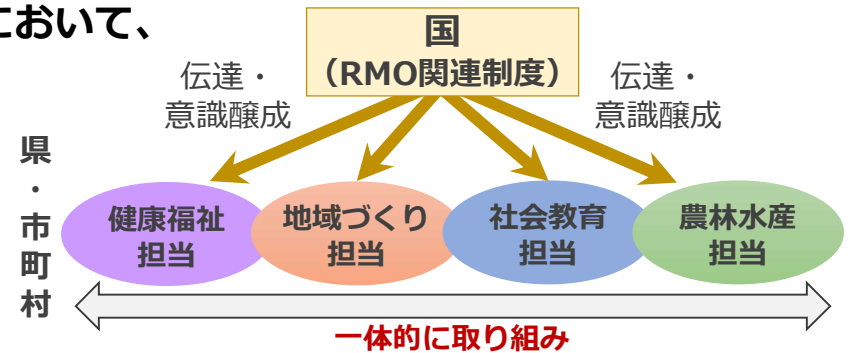
1. 関係府省所管の各種制度を活用

＜農村RMOとの関わりが想定される制度＞

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化伝道師 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落支援員 ● 地域おこし協力隊 ● 地域プロジェクトマネージャー ● 地域力創造アドバイザー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化起業人 ● 特定地域づくり協同組合 ● 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ● 地方交付税 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育施策（公民館活動、社会教育士等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援コーディネーター ● 介護保険法に基づく地域支援事業 ● 重層的支援体制整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏形成推進事業 ● 国土の管理構想（地域管理構想）

2. 各府省が実施する都道府県・市町村の担当部局等への説明において、農林水産省から農村RMO形成推進施策を情報提供し、各地域の一体的な取組を促進

- 【文部科学省】中央教育審議会生涯学習分科会
- 【厚生労働省】重層的支援体制整備事業との連携に関する連名通知(R4.3.1)
社会・援護局関係主管課長会議
社会保障審議会介護保険部会
- 【内閣府】小さな拠点・地域運営組織／関係人口担当者会議
「デジ活」中山間地域に関する関係府省連絡会議



3. 農村RMO形成推進に関する情報共有の場を形成

- 【関係府省】総務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、農林水産省
- 【連携内容】①現場情報の共有、②関連施策の共有等
- 【開催実績】

- 令和3年度：関係府省連絡会議（第1回：R3.10.21、第2回：R4.1.20）、農村RMO推進シンポジウム（R4.3.10）
- 令和4年度：農村RMO推進研究会（第1回：R4.9.5、第2回：R5.3.2）、農村RMO中央研修会（R4.12.7～8）、農村RMO推進フォーラム（東北 R5.1.19、関東 R5.2.7、北陸 R5.2.20、東海 R5.1.27、近畿 R5.1.10、中国四国 R4.12.13、九州 R5.2.3）
- 令和5年度：農村RMO推進研究会（第1回：R5.9.22、第2回：R6.1.10）、農村RMO中央研修会（R5.11.16～17）、農村RMO推進フォーラム（東北 R5.10.11、関東 R6.1.18、北陸 R5.10.24、東海 R5.12.14、近畿 R5.11.6、中国四国 R5.11.9、九州 R5.11.29）



研究会で、各府省施策情報や優良事例の知見を共有

連携を確認している各府省担当課：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生事務局、総務省自治行政局地域力創造グループ地域自立応援課（地域振興室、過疎対策室）、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課、国土交通省国土政策局総合計画課、国土交通省国土政策局地方振興課

4. 農村RMOの事例

農村RMO形成の事例：高松第三行政区ふるさと地域協議会（岩手県花巻市）

- 農村の問題を農家だけで解決しようとしていたが、問題が複雑化・多様化。危機感を持った有志が発起人となり、農業や生活の課題を一緒に考える場として協議会を設立。
- 設立したものの発起人以外の参加者は反対であったため、可能な範囲で活動を開始。その後活動に行き詰ったが、アドバイザーの助言を踏まえ、活動に暮らしの視点を加えるなどした結果、徐々に賛同が得られて活動も具体化。
- 現在は、住民が主体となり様々な団体と連携し、策定したビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る様々な取組を自分事として実施。

高松第三行政区 ふるさと地域協議会

3集落、世帯数66世帯、高齢化率46%、公共交通機関なし、一番近い店まで4km。
平成20年、「地域の活性化」を目的に、全世帯（66世帯）参加で設立。
農業・福祉・交流をテーマにしたビジョンに基づき活動。10世帯が移住、他にUターンが4世帯。

地域関係団体

（農業系）

- ・市農政課、農村林務課
- ・JA等

（福祉系）

- ・市長寿福祉課、障がい福祉課
- ・地域包括支援センター
- ・社会福祉協議会
- ・大学（福祉学部）
- ・障がい者施設
- ・こども園等



連携

福祉農園



農地の貸し出し・交流



地域資源活用

ガマズミやナツハゼを植栽



生きがい活動



子どもの食育



実践参加

多様な人材



地域住民、移住者、外部人材

福祉農園での活動をはじめ、多様な取組を展開



景観形成活動



加工品の開発



配食サービス・外出支援（見守り活動含む）



サロン活動



除雪支援

地域の概要

過疎化が進行し、将来の農業継続等に危機感を抱き、町会長や生産組合長等の有志が集まり、地域づくりに関する様々な協議をする場として、「鉦打むらづくり推進会議」を設立し、基礎的な集落環境を整備。

商工会などを新たなメンバーに加え、「鉦打ふるさとづくり協議会」に改組して、住民みんなで考え実践するふるさとづくりに取り組み、地域資源の発掘と祭りの復活を通じた地域の結束を現。

金沢大学等と連携するほか、インターンシップを積極的に受け入れ、いわば「ヨソモノ」の視点と知恵を借り、埋もれていた地域資源を活用し、むらづくりのノウハウに一層磨きをかける。

① 農用地等保全

簡易な圃場整備やミニライスセンターの建設。また、荒廃した棚田をふるさと農園として整備してオーナーを募集。さらに、H12年より中山間地域等直接支払制度を開始。

② 地域資源活用

湧き水を核とした地域おこしや祭りを復活。また、金沢大学等の参加の下、夏祭りや秋祭り体験や稲刈などの農作業体験からなるツーリズム事業を実施。

③ 生活支援

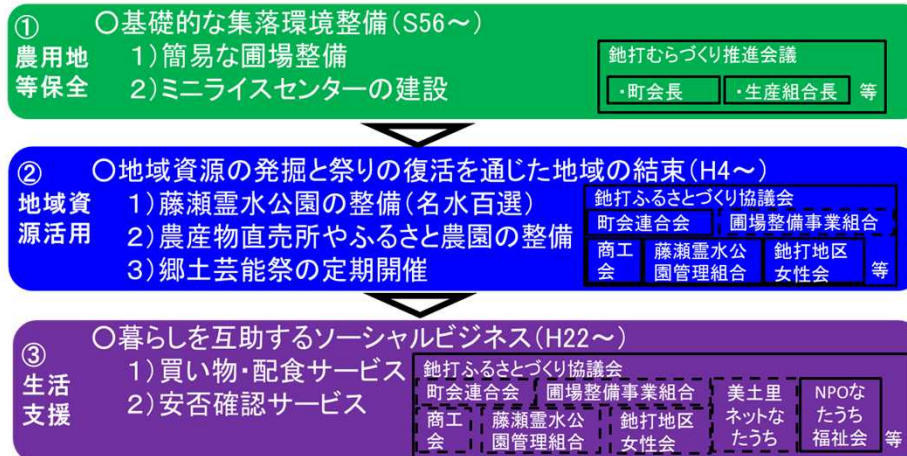
H24年「NPO法人なたうち福祉会」を設立し、病院等への送迎、買物代行、安否確認サービス等の高齢者福祉対策を実施。



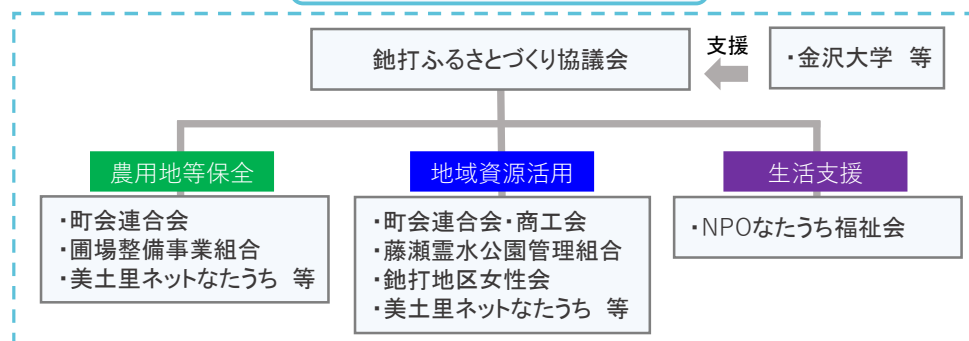
【令和3年度実績】

- 中山間地域等直接支払交付金
協定面積：140.9ha
協定開始：平成12年度

活動内容と発展過程



組織体制



【農用地保全（棚田）】



【地域資源活用】



【生活支援
（買い物支援）】

多様なプレイヤーにより農村空間を活用、地域の農地を有効活用

農村RMOが関係する 多種多様なプレイヤー



高齢者の介護予防事業



社会・環境教育
(公民館活動)



障がい者福祉施設との連携



生活困窮者などの農園利用



新規就農者



地域おこし協力隊



婦人会による特産物づくり



「〇〇銀行」「〇〇食品」「〇〇建設」等
地域企業のCSR活動

地域の農地を有効活用



生きがいの場



交流の場



緑肥作物／有機農業の取組



養蜂家と連携した蜜源作物



放牧の取組



手間のかからない作物の植栽



鳥獣緩衝帯として利用



計画的な植林

農村空間の管理

地域で支えるむらづくりの推進

5. 厚生労働施策と連携した取組

【厚生労働省 × 農水省】一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業を活用した高齢者の農的活動

- ・ 一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業では、65才以上の高齢者の介護予防活動を支援しており、高齢者の健康づくり・生きがいづくりを目的とした活動への支援が可能。
- ・ 活動には貸農園による農作業など農的活動も可能となっており、農村RMOによる農用地保全との連携も考えられる。

< 高知県香美市 >

【農的活動の事例】 社会福祉法人 香美市社会福祉協議会「菜園クラブ」

～厚生労働省 一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業の活用～

- ・ 介護予防対策として男性も参加しやすいように、農的活動を実施。
- ・ 市から事業委託を受けた社協が農地を借り、30区画（1区画5×6m）に分け、農業経験のない定年退職者が通年で栽培。（28人（うち男性12人）が登録し、60歳代、70歳代、80歳代が参加）
- ・ 地域の農家が月2回指導し、毎週月曜と木曜の午前中は社協のスタッフ4人が交代で菜園の管理、対応。
- ・ 月曜～土曜8:30～17:00の間は、自由に入出りができ、生産や収穫をすることが可能（ただし農産物販売は禁止）。
- ・ 一部の区画は社協がサツマイモを植え、収穫時には若者サポートステーションセンターからニートや引きこもり者5名ほどが参加。（2013年から10年間実施）



効果

（福祉側）

介護予防、新たな人間関係創出、コミュニケーションが活発化、交流機会創出

（農業側）

農地保全、新たな担い手創出

ポイント

- 一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業で実施
- 農業経験のない定年退職者が実施
- 男性が参加しやすい
- 農地の保全
- 農業生産者になった参加者もいる

一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（厚生労働省）

一般介護予防事業とは、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する事業である。

「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」の5事業で構成されており、このうち「地域介護予防活動支援事業」は、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的としている。

【厚生労働省 × 農水省】重層的支援体制整備事業と農村RMOとの連携

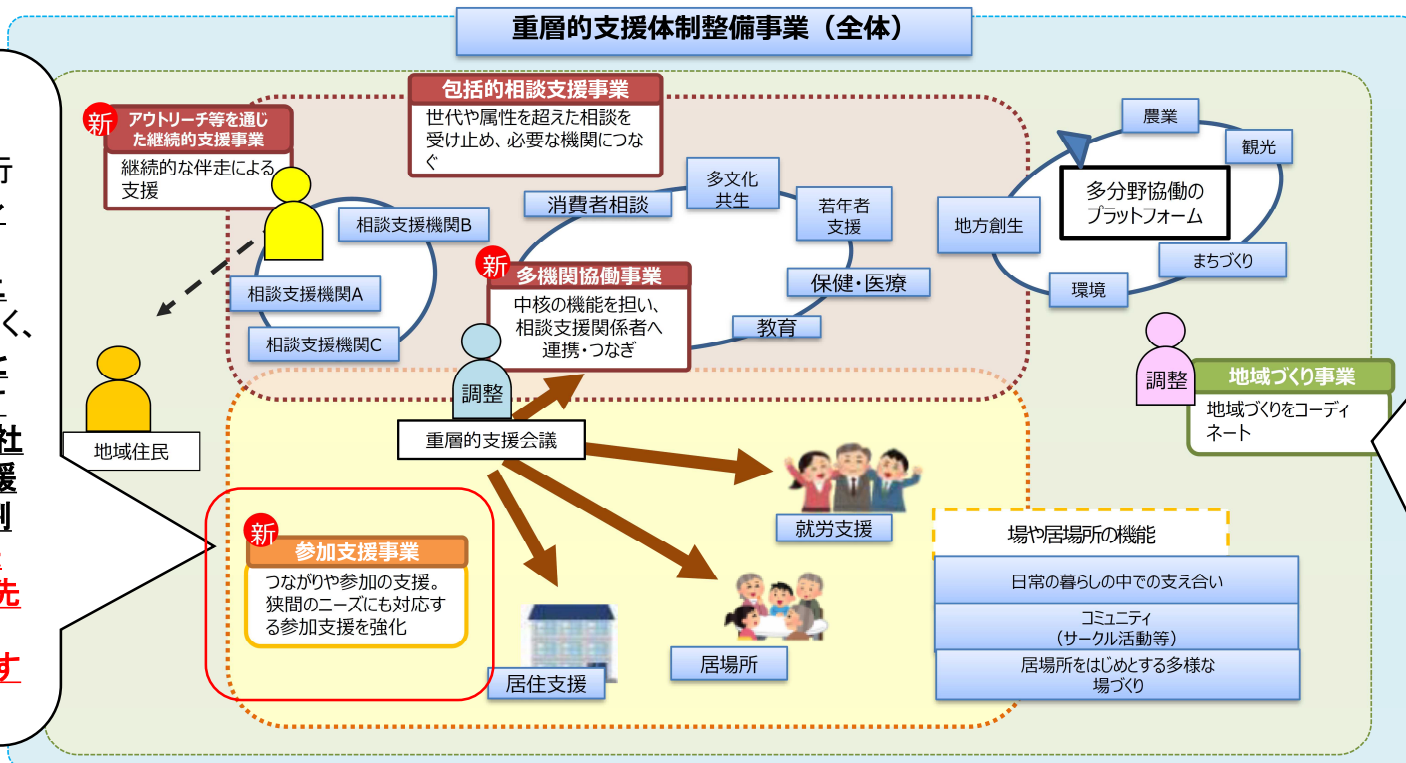
- ・ 令和4年3月1日、自治体福祉部局・農水部局宛てに重層的支援体制整備事業と農林水産施策との連携に係る通知を发出。
- ・ 同通知において、
 - ・ 「参加支援事業」や「地域づくり事業」を推進する上での農村RMOとの連携・活用の検討や、
 - ・ 自治体内における福祉部局と農水部局との連携等について呼びかけている。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

【参加支援事業】

農林水産分野が、自然の中で作業を行うことを通じて、**心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上**につながるだけでなく、**地域社会との接点となり社会参加を促す**ものであり、**本人の社会参加に向けた支援において重要な役割を果たすため、支援対象者の受け入れ先の一つとして農村RMOの活用を検討すること。**



【地域づくり事業】

農村RMOが形成されている地域では、**地域課題の解決に向け、農用地保全や農業を核とした地域資源の活用や生活支援等の活動が展開**されており、**農村RMOとの情報共有や企画調整に努めること。**

參考資料

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する**農村RMOの形成を推進**するため、むらづくり協議会等が行う**実証事業**や**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる**中間支援組織の育成等**の取組を支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン策定**、ビジョンに基づく**調査、計画作成、実証事業**等の取組、**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】

2. 農村RMO形成伴走支援

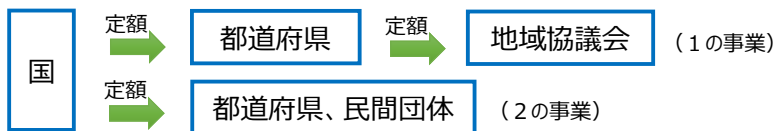
農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成等**を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う**全国プラットフォームの整備**を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO : Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

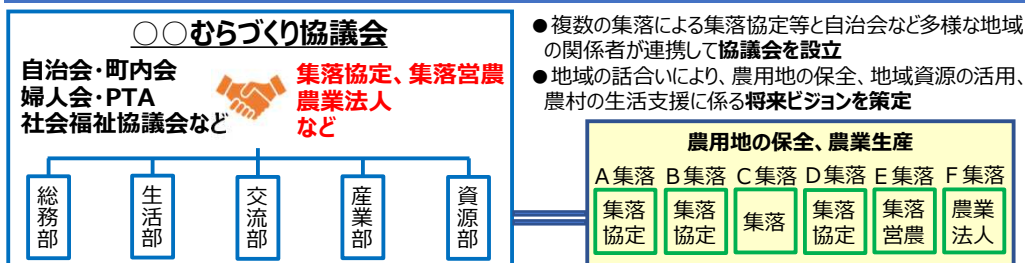
※対象地域：8法指定地域等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、農村の生活支援に係る**将来ビジョン**を策定

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援



農村RMO形成伴走支援



中国四国

- 島根県（7地区）**
- 31 和田地区まちづくり推進委員会（浜田市）
 - 32 今福まちづくり委員会（浜田市）
 - 33 佐田地域づくり協議会（出雲市）
 - 34 久利・大屋地区小さな拠点推進協議会（大田市）
 - 35 池田集落協定運営委員会（大田市）
 - 36 躍動と安らぎの里づくり鍋山（雲南市）
 - 37 出羽地区運営協議会（邑南町）

- 岡山県（1地区）**
- 38 吉縁起村協議会（真庭市）

- 広島県（3地区）**
- 39 石原集落地域振興協議会（三次市）
 - 40 田幸地区町内会連合会（三次市）
 - 41 庄原市山内集落地域振興協議会（庄原市）

- 徳島県（3地区）**
- 42 加茂谷RMO推進協議会（阿南市）
 - 43 椿町農村RMO運営組織協議会（阿南市）
 - 44 赤松地区農村RMO推進協議会（美波町）

- 愛媛県（1地区）**
- 45 奥松瀬川地区農村活性化協議会（東温市）

- 高知県（4地区）**
- 46 本山町農村みらい会議（本山町）
 - 47 明るい柳野を創る会（いの町）
 - 48 集落活動センター「四万川」推進委員会（梶原町）
 - 49 （一社）三原村集落活動センターやまびこ（三原村）

九州

- 長崎県（1地区）**
- 50 根獅子・飯良まちづくり運営協議会（平戸市）

- 熊本県（2地区）**
- 51 菊鹿さきもり隊（山鹿市）
 - 52 くまむら地域再生協議会（球磨村）

- 宮崎県（2地区）**
- 53 酒谷地区むらおこし推進協議会（日南市）
 - 54 東米良地区1000年協議会（西都市）

- 鹿児島県（2地区）**
- 55 北山校区コミュニティ協議会（始良市）
 - 56 天城町地域づくり協議会（天城町）

関東

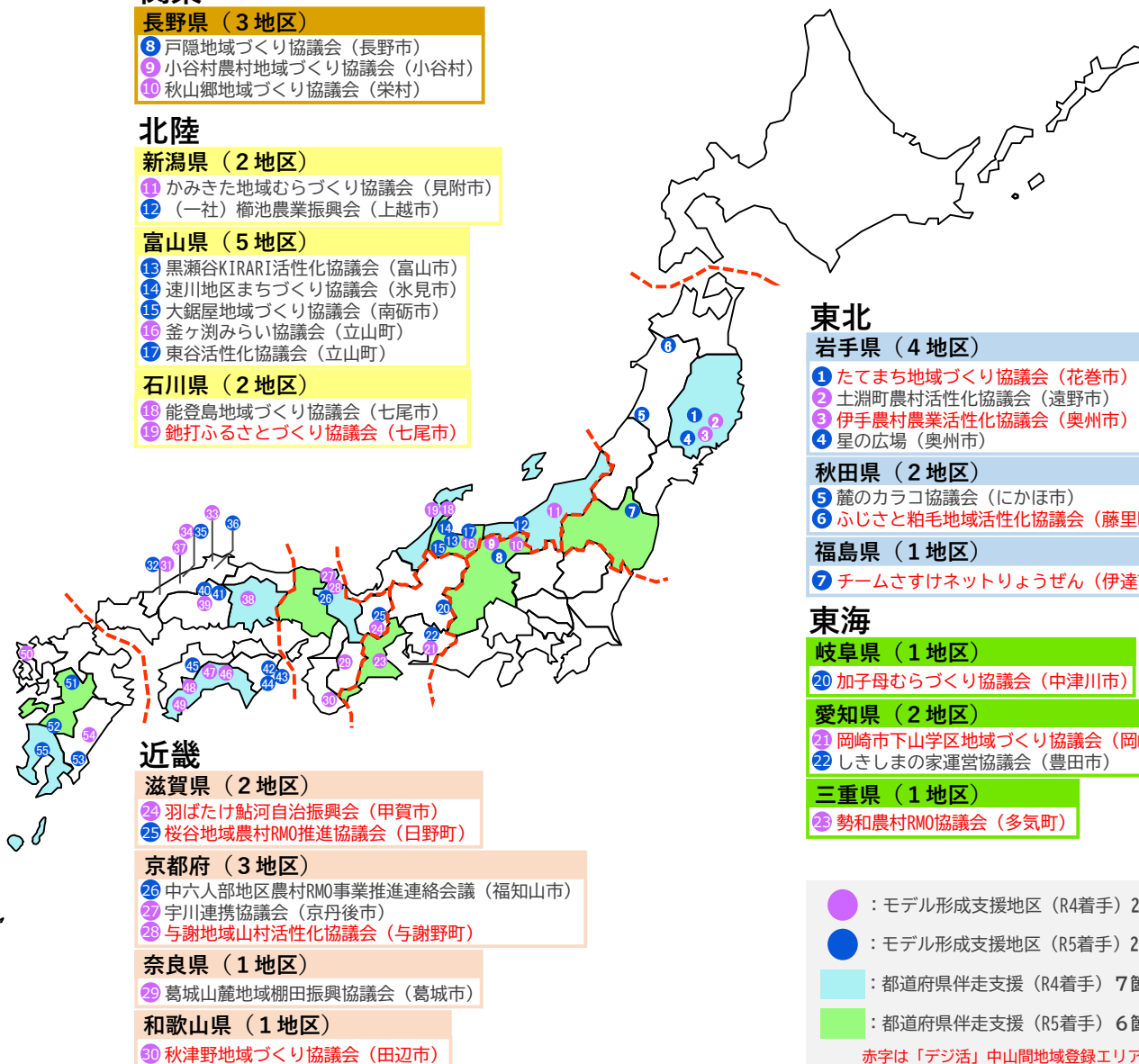
- 長野県（3地区）**
- 8 戸隠地域づくり協議会（長野市）
 - 9 小谷村農村地域づくり協議会（小谷村）
 - 10 秋山郷地域づくり協議会（栄村）

北陸

- 新潟県（2地区）**
- 11 かみきた地域むらづくり協議会（見附市）
 - 12 （一社）柳池農業振興会（上越市）

- 富山県（5地区）**
- 13 黒瀬谷KIRARI活性化協議会（富山市）
 - 14 速川地区まちづくり協議会（氷見市）
 - 15 大鋸屋地域づくり協議会（南砺市）
 - 16 釜ヶ淵みらい協議会（立山町）
 - 17 東谷活性化協議会（立山町）

- 石川県（2地区）**
- 18 能登島地域づくり協議会（七尾市）
 - 19 鉦打ふるさとづくり協議会（七尾市）



東北

- 岩手県（4地区）**
- 1 たてまち地域づくり協議会（花巻市）
 - 2 土淵町農村活性化協議会（遠野市）
 - 3 伊手農村農業活性化協議会（奥州市）
 - 4 星の広場（奥州市）

- 秋田県（2地区）**
- 5 麓のカラコ協議会（にかほ市）
 - 6 ふじさと粕毛地域活性化協議会（藤里町）

- 福島県（1地区）**
- 7 チームさすけネットリょうぜん（伊達市）

東海

- 岐阜県（1地区）**
- 20 加子母むらづくり協議会（中津川市）

- 愛知県（2地区）**
- 21 岡崎市下山区地域づくり協議会（岡崎市）
 - 22 ししまの家運営協議会（豊田市）

- 三重県（1地区）**
- 23 勢和農村RMO協議会（多気町）

- : モデル形成支援地区（R4着手）28地区
- : モデル形成支援地区（R5着手）28地区
- : 都道府県伴走支援（R4着手）7箇所
- : 都道府県伴走支援（R5着手）6箇所

赤字は「デジ活」中山間地域登録エリア